

日本国籍：1～2 外国籍：3～5

シンガポール共和国大使館 Embassy of the Republic of Singapore	〒106-0032 港区六本木5-12-3 TEL 03-3586-9111
	アクセス 南北線・大江戸線麻布十番駅7番出口徒歩5分、日比谷線六本木駅徒歩10分
	受付時間 09:30～12:00
	電話問合せ 15:00～17:00
在名古屋シンガポール共和国 名誉総領事館 Honorary Consulate-General of the Republic of Singapore in Nagoya	〒460-0006 名古屋市中区葵3-21-19 TEL 052-935-1258 FAX 052-935-1259
	アクセス 東山線・JR中央線千種駅徒歩5分
	申請・受領 09:30～11:30
	電話問合せ 09:30～11:30 13:00～15:00
在大阪シンガポール共和国 名誉総領事館 Honorary Consulate-General of the Republic of Singapore in Osaka	〒590-8577 堺市堺区老松町3-77 TEL 072-223-6911
	アクセス 阪堺電軌阪堺線東湊駅徒歩6分
	受付時間 09:00～11:30
	電話問合せ 13:00～15:00

在日大使館・領事館の住所、TEL、アクセス、申請・受領時間等基本データを掲載。

休館日 土・日曜、日本祝祭日、8月9日（ナショナルデー）

URL <http://www.mfa.gov.sg/tokyo>（日・英）

日本国籍

旅券の残存期間 シンガポール入国時6ヵ月以上

無査証滞在の条件

- 最大30日の観光、商用、外交・公用目的。滞在日数は入国審査官判断。シンガポールを出国するための予約済航空券、滞在を保障する十分な資金、次の訪問国の査証（必要な場合）を所持すること。
- 現地で最長3ヵ月まで延長可能。詳細はその都度、ICA（注）に確認する。

(注)ICA=Immigration & Checkpoint Authority

10 Kallang road, ICA Building Singapore 208718
(Next to Lavender MRT Station)
TEL 6391-6100
FAX 6298-0843/6298-0837
E-mail icafeedback@ica.gov.sg
URL <http://www.ica.gov.sg>

無査証滞在が可能な場合、その条件を掲載。意外と見落としがちな入国時の必要書類も掲載。

添乗目的 最大30日の滞在は査証不要。滞在日数は入国審査官判断。延長手続は入国後に行う。

外国籍の方の条件を分かりやすく解説

シンガポール

外国籍 ※下記に掲載の無い国・地域または渡航目的の場合、その都度確認する。

外国籍の査証申請

外国籍の方の査証申請は大使館指定の旅行会社を通すこと。詳細は大使館ホームページを確認する。

http://www.mfa.gov.sg/content/mfa/overseasmission/tokyo/jp/visa_information/overview.html

観光および短期商用

無査証滞在日数と旅券の残存期間

	無査証滞在日数	旅券の残存期間
韓国	最大30日（注1）	シンガポール入国時6ヵ月以上
朝鮮	最大30日（注1、2）	シンガポール入国時6ヵ月以上
中国	なし（査証が必要）	—
台湾	最大30日（注1）	シンガポール入国時6ヵ月以上

（注1）滞在日数は入国審査官判断。無査証で入国する場合、往復予約済航空券、次の訪問国の査証（必要な場合）、滞在に必要な現金を所持していること。

（注2）旅券所持者のみ無査証滞在可。

